

さわやかだより

9月は世界アルツハイマー月間（認知症月間） 「共に生き ともに歩もう 認知症」

高齢化が進んでいる今、認知症と診断される人も増えています。

2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が施行されました。認知症の人が尊厳をもち、希望をもって暮らせる社会の実現に向けて、国の認知症へのこれからの取り組みをあきらかにした法律です。誰もが認知症の正しい知識をもち理解することで、偏見や差別がなくなり、認知症になっても安心して暮らせる社会が実現します。

認知症の人とともに

認知症の人を特別視するのではなく、これまでと変わらず、でも少しの配慮をもって接してください。自分らしく生きることができる共生社会の実現に向けて進んでいきましょう。



認知症の人の声を 活かした取り組み

認知症の人や家族が暮らしやすくなるよう、認知症の人の声を反映した製品の開発、サービスの運用につなげる取り組みが進んでいます。さまざまな場面への認知症の人の参画が認知症基本法推進の追い風となります。

洞爺湖町では こんな取り組みをします！

認知症サポーター養成講座

認知症の正しい理解を深め、認知症の人や家族の人の支援をすることを目的とした「認知症サポーター養成講座」。家族でも友人同士でも、会社や学校などにも出向いて講座を開催します。時間は60分程度です。



新しい認知症観

「何もわからない、何もできない」という古い認知症観から「希望をもって自分らしく生きている」という新しい認知症観へ。

「いまを生きる」～人生は続いている～

認知症はありのままを「認」め合い、正しく「知」ることで偏見もなくなる。認知症と診断を受けても人生は終わりません。私たちの人生は続いているのです。

（「家族の会」会報ぱ～れば～れ7月号／本人登場より さとうみきさんの声）

「公益財団法人認知症の人と家族の会」のホームページは、下記の二次元バーコードからご覧ください！



問合せ 洞爺湖町地域包括支援センター（役場介護高齢課内）（☎ 76-4822）